



金沢市公報

号外第3号の5

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●条 例

○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	1
○金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を 改正する条例 ()	2
○金沢市図書館条例の一部を改正する条例 (図書館総務課)	2
○金沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条 例 (スポーツ振興課)	3
○金沢ふるさと偉人館条例の一部を改正する条 例 (文化政策課)	3
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 (子育て支援課)	3
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部を改正する条例 (障害福祉課)	4
○金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例 (保育幼稚園課)	7

○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (保険年金課)	9
○金沢市水道法施行条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	9
○金沢市における再生可能エネルギー発電設備 の適正な設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 (ゼロカーボンシティ推進課)	11
○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	11
○金沢市建築基準条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	12
○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 (企業総務課)	12
○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例 (消防総務課)	12
○金沢市消防団条例の一部を改正する条例 ()	13
○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例 ()	13

条 例

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 阜

◎金沢市条例第13号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「金沢市兼六元町7番15号」 を 「金沢市小将町1番15号」 に

改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第14号

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市学校給食扇台共同調理場の項及び金沢市学校給食鞍月共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市学校給食南部共同調理場	金沢市泉本町6丁目35番地
----------------	---------------

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第15号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 当分の間、第3条に定めるもののほか、金沢市立玉川図書館に、金沢市立玉川図書

館長町図書室を置く。

3 当分の間、第9条中「金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館

の駐車場（以下これらを」とあるのは「金沢市立玉川こども図書館の駐車場（以下」と、別表の備考第2項中「金沢市立玉川図書館の休館の日及び金沢市立玉川こども図書館の休館の日のいずれにも」とあるのは「金沢市立玉川こども図書館の休館の日に」とする。

第2条 金沢市図書館条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 令和7年7月1日

(2) 第1条中金沢市図書館条例附則に2項を加える改正規定（附則第2項に係る部分に限る。）及び第2条の規定 規則で定める日

金沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第16号

金沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第4 人工芝用ソリ用具（ソリ、ヘルメット及びプロテクター）の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第17号

金沢ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例

金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

第10条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を、「指定管理者」の次に「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第6条とする。

第11条を第7条とし、第12条から第15条までを4条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日前の観覧に係る観覧料金については、なお従前の例による。

3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「、金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第5条第1項」を削る。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第18号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第30条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

◎金沢市条例第19号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項、第57条第1項、第67条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第85条第1項、第97条第1項並びに第105条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第6号及び第25条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第149条第1項ただし書及び第4号、第184条第1項ただし書及び第3号並びに第191条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び第4号、第168条第1項ただし書及び第3号並びに第175条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

（金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第89条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第10条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第39条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第13条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書及び第4号並びに第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第15条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第16条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第17条 金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

◎金沢市条例第20号

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき

は、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第43条第3項第1号」を「第43条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第43条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第43条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必

要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第21号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第31条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第5項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第31条の4第3項及び第7項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、令和7年度分からの保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

◎金沢市条例第22号**金沢市水道法施行条例の一部を改正する条例**

金沢市水道法施行条例（平成24年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項

を次のように改める。

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第23号

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号中「宅地造成」の次に「、盛土等又は土石の堆積」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「区域」の次に「又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第24号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 金沢城北市民運動公園（第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる公園施設を除く。）

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 金沢城北市民運動公園（金沢市公園条例第3条の2第1項第1号から第7号までに掲

げる公園施設を除く。) の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第25号

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例

金沢市建築基準条例(昭和36年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(崖付近の建築物)」に改め、同条中「がけ(こう配)」を「建築物は、崖(勾配)に、「、高さ」を「、その高さが」に改め、「この条において」を削り、「からの水平距離が、次の各号に掲げる位置に建築物を建築する場合においては、がけ崩れに対して安全な擁壁を設けなければ」を「の下端から崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければ」に改め、同条ただし書中「がけの地質若しくは形状」を「崖の地盤が堅固であり、若しくは崖が堅固な擁壁等で保護されており、」に、「建築物の規模若しくは構造により」を「当該建築物の構造により、」に、「ものについて」を「場合」に改め、同条各号を削る。

第8条第1号及び第9条ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第8条第1号及び第9条ただし書の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第26号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号ウ中「464,600人」を「464,180人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第27号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」に、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第28号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「468人」を「473人」に、「538人」を「543人」に、「242人」を「252人」に、「1,248人」を「1,268人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 領

◎金沢市条例第29号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。